

# 文教委員会資料①

## 1 平成28年第3回定例会提出予定議案の説明

- (13) 議案第121号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第122号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第123号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- (16) 議案第139号 平成28年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- (17) 議案第144号 平成27年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
- (18) 議案第148号 平成27年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- (19) 報告第19号 かわさき市民放送株式会社ほか22法人の経営状況について

### ①一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

- 資料1 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- 資料2 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表
- 資料3 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(平成28年8月31日)

## 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>(2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>(3) <u>児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</u></p> <p>(4) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、<u>前項に規定する業務（同項第4号に掲げる業務を除く。）</u>を行うことができる。</p> <p><u>附 則</u> この条例は公布の日から施行する。</p>	<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次の業務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>(2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>(3) <u>児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。</u></p> <p>(4) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、<u>前項第1号から第3号までの業務</u>を行うことができる。</p>

## 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号</p>	<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において「小児」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において「小児」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるものをいう。</p>
<p>2 この条例において「乳児」とは、満1歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</p>	<p>2 この条例において「乳児」とは、満1歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</p>
<p>3 この条例において「<u>幼児</u>」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p>	<p>3 この条例において「<u>幼児等</u>」とは、満1歳に達する日の属する月の翌月の初日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p>
<p>4 この条例において「<u>児童</u>」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</p>	<p>《新設》</p>
<p>5 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、<u>乳児</u>、<u>幼児</u>及び<u>児童</u>をいう。</p>	<p>4 この条例において「<u>乳幼児等</u>」とは、<u>乳児</u>及び<u>幼児等</u>をいう。</p>
<p>6 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>	<p>5 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p>
<p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p>	<p>(1) 父及び母が共に当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者</p>
<p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p>	<p>(2) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p>
<p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p>	<p>(3) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者</p>
<p>7 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、</p>	<p>6 前項の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、</p>

改正後	改正前
<p>その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被扶養者であるものの保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>(4) 川崎市重度障害者医療費助成条例(昭和48年川崎市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者が当該各号に規定する所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としなない。</p> <p>(1) <u>幼児及び児童</u>については、9月1日(以下「基準日」という。)から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。</p> <p>(2) 小児(乳幼児等を除く。)については、医療(入院に係るものに限</p>	<p>その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める保険各法(以下「保険各法」という。)による被扶養者であるものの保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する小児の保護者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 規則で定める施設に入所している者</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</p> <p>(4) 川崎市重度障害者医療費助成条例(昭和48年川崎市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(5) 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)により医療費の助成を受けることができる者</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者が当該各号に規定する所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としなない。</p> <p>(1) <u>幼児等</u>については、9月1日(以下「基準日」という。)から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。</p> <p>(2) 小児(乳幼児等を除く。)については、医療(入院に係るものに限</p>

改正後	改正前
<p>る。)を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。</p>	<p>る。)を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。</p>
<p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (医療証の交付申請)</p>	<p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (医療証の交付申請)</p>
<p>第5条 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 (助成の範囲)</p>	<p>第5条 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 (助成の範囲)</p>
<p>第6条 市長は、次項の場合を除き、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付(小児(乳幼児等を除く。))については、入院に係るものに限る。)が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。次項において同じ。)のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額(次項において「控除後の額」という。)を助成する。</p>	<p>第6条 市長は、小児の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付(小児(乳幼児等を除く。))については、入院に係るものに限る。)が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって小児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは組合員又は保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p>
<p>2 市長は、満9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(基準日から翌年の8月31日までの間に受けた医療について、その者の保護者が当該基準日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税所得割が課されていない者(同法第323条の規定により当該市町村民税所得割を免除された者その他規則で定める者を含むものとし、当該市町村民税所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である者を除く。)の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は保険各法の規定により医療に関する給付(入院又は薬剤の支給に係るものを除く。)が行われた場合</p>	

改正後	改正前
<p><u>における医療費のうち、控除後の額から1回の診療又は手当につき500円</u> <u>(控除後の額が500円に満たない場合には、当該控除後の額)を控除した額</u> <u>を助成する。</u></p> <p>(助成の方法等)</p> <p>第7条 乳幼児等に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当</u>を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 小児(乳幼児等を除く。)に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行ふ。</p> <p>《削除》</p>	<p>(助成の方法等)</p> <p>第7条 乳幼児等に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は<u>手当</u>を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行ふ。</p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 小児(乳幼児等を除く。)に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行ふ。</p> <p>4 <u>前2項に規定する医療費の助成申請は、医療を受けた日の属する月の翌</u> <u>月から起算して1年以内に行わなければならない。</u></p>
<p>(損害賠償請求権の取得等)</p> <p>第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項から第3項までの規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項から第3項までの規定による助成は行わない。</p> <p>(届出義務等)</p> <p>第9条 乳幼児等に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 乳幼児等に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、</p>	<p>(損害賠償請求権の取得等)</p> <p>第8条 市は、医療費の助成の事由が第三者の行為により生じた場合において、前条第1項から第3項までの規定により医療費の助成を行ったときは、助成した額の限度において、対象者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。</p> <p>2 前項の場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において前条第1項から第3項までの規定による助成は行わない。</p> <p>(届出義務等)</p> <p>第9条 乳幼児等に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったとき、又は第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 乳幼児等に係る対象者は、第3条に規定する対象者でなくなったときは、</p>

改正後	改正前
<p>速やかに医療証を市長に返還しなければならない。  (助成費の返還)</p> <p>第10条 市長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。  (譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。  (委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。  附 則  (略)  附 則 (平成28年3月24日条例第19号)  (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  (経過措置)</p> <p>2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。  <u>附 則 (平成 年 月 日条例第 号)</u>  <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  <u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>速やかに医療証を市長に返還しなければならない。  (助成費の返還)</p> <p>第10条 市長は、偽りその他不正な行為によって、この条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。  (譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。  (委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。  附 則  (略)  附 則 (平成28年3月24日条例第19号)  (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  (経過措置)</p> <p>2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>

## 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（平成28年10月1日施行）

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (職員)</p>
<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>	<p>(1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>	<p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>
<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p>	<p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p>



改正後	改正前
<p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>	<p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあつては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。</p>
<p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （職員）</p>	<p>7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。 （職員）</p>
<p>第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>	<p>第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 児童指導員 (2) 嘱託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）</p>	<p>(1) 児童指導員 (2) 嘱託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>	<p>3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>
<p>4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。</p>	<p>4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。</p>

改正後	改正前
5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員)	7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員)
第88条 情緒障害児短期治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	第88条 情緒障害児短期治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師</li> <li>(2) 心理療法担当職員</li> <li>(3) 児童指導員</li> <li>(4) 保育士</li> <li>(5) 看護師</li> <li>(6) 個別対応職員</li> <li>(7) 家庭支援専門相談員</li> <li>(8) 栄養士</li> <li>(9) 調理員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師</li> <li>(2) 心理療法担当職員</li> <li>(3) 児童指導員</li> <li>(4) 保育士</li> <li>(5) 看護師</li> <li>(6) 個別対応職員</li> <li>(7) 家庭支援専門相談員</li> <li>(8) 栄養士</li> <li>(9) 調理員</li> </ul>
2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた	3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた

改正後	改正前
<p>者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>	<p>者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。</p>
<p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。</p>	<p>5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。</p>
<p>6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p>	<p>6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>	<p>第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）</p>
<p>(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）</p>
<p>(3) 嘱託医</p>	<p>(3) 嘱託医</p>
<p>(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医</p>	<p>(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医</p>
<p>(5) 個別対応職員</p>	<p>(5) 個別対応職員</p>
<p>(6) 家庭支援専門相談員</p>	<p>(6) 家庭支援専門相談員</p>
<p>(7) 栄養士</p>	<p>(7) 栄養士</p>
<p>(8) 調理員</p>	<p>(8) 調理員</p>
<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>	<p>3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p>
<p>4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用</p>	<p>4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。</p> <p>6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第103条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第<u>3</u>項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。</p> <p>6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第103条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の職員は、法第13条第<u>2</u>項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>